

## 嘉手納町社会教育学級補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民の学習の機会を拡充し、生涯学習の振興に寄与するため、町内で活動する社会教育学級に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、嘉手納町補助金交付規程（昭和54年規程第3号。以下「規程」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において社会教育学級（以下「学級」という。）とは、本町に住所を有する者を含む団体で、組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）を行うものをいう。

### (対象学級)

第3条 補助対象となる学級は、次に掲げる各号の要件を満たすものとし、本規程以外の補助金及び施設利用等に関する減免の援助を受けていない団体であることとする。

- (1) 1学級10名以上で、かつ7割以上の学級参加者が本町に住所を有する者又は本町に在勤もしくは在学するもので構成すること。
- (2) 学級開催数を4回以上とし、学習合計時間が240分以上であること。
- (3) 4月から2月までに実施され、2月末までに完了すること。
- (4) 特定の政党、宗教、営利に関する活動または事業でないこと。

### (対象経費)

第4条 補助金は、5万円を上限とし、学級の運営に関する経費を対象とする。

- 2 個人の作品製作等の材料費、食糧費等については対象としない。
- 3 講師謝礼金等については、嘉手納町講師等謝礼金支払基準表の額を上限とし対象とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする学級の代表者（以下「申請者」という。）は、嘉手納町社会教育学級補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 学級参加者名簿
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 前号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

### (補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、交付の可否を決定し、嘉手納町社会教育学級補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 前項の決定をする際は、社会教育法（昭和24年法第207号）13条に基づき、あらかじめ社会教育委員の会議に意見を求める。

（変更届出）

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた申請者（以下「補助対象者」という。）は、事業内容を変更又は申請を取り下げの場合は、嘉手納町社会教育学級補助事業変更等届出書（様式第5号）及び町長が必要と認める書類を提出するものとする。

2 町長は、前項に規定する届出があったときは、その内容を審査し、変更等の可否を決定し、嘉手納町社会教育学級補助事業変更等決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 町長は、前項に規定する決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

（補助金の請求）

第8条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、補助金を請求しようとするときは、嘉手納町社会教育学級補助金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（補助金交付）

第9条 町長は、前条の規定により請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、補助金の対象となる事業の完了後、嘉手納町社会教育学級実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1）活動状況報告書（様式第9号）

（2）学級参加者名簿（出席状況が確認できるもの）

（3）活動写真

（4）収支決算書（様式第10号）

（5）前号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

（交付決定の取消し等）

第11条 町長は、補助対象者が次に掲げる各号いずれかに該当する場合は、第6条の交付決定の一部又は全部を取消し、嘉手納町社会教育学級補助金交付取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（1）法令及びこの要綱に違反した場合

- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助対象事業に関して不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合
- 2 町長は、前項の取消しをした場合において、既に取消しに係る補助金が交付されているときは、当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。

(補助対象者等の責務)

第12条 補助対象者は、事業実施の際に次の各号に留意すること。

- (1) 学級参加者名簿を作成し、出席確認を行うこと。
- (2) 学級参加者の責任において、安全確保及び事業運営を行うこと。
- (3) 本町に住所を有する学級参加者の増員に努めること。
- (4) 自主運営（サークル活動への変更等）できるよう努めること。
- (5) 学級の活動に支障のない範囲で、一般町民に公開すること。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則（平成28年 4月 1日改正）

この要綱は、平成28年 4月 4日から施行する。